



自動はかりの検定制度の見直し と計量法改正のポイント

- **自動はかりの検定制度の見直し**
 - 自動捕捉式はかりに関する見直しのポイント
 - 背景
 - 特定計量器から一部を除外
 - 検定対象から一部を除外
 - 開始時期2年延期
 - 検定スケジュールの変更点
- **計量法改正のポイント（振り返り）**
- **既使用はかりで受験するメリット**
- **既使用はかりで受験する場合の注意点**
- **A&Dの取り組み状況（2021年11月現在）**



2021年8月1日変更点

自動はかりの検定制度の見直し

自動捕捉式はかりに関わる見直しのポイント



計量法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。
そのうち自動捕捉式はかりに関わるポイントは3つあります。

特定計量器 から除外

目量：10mg未満
目盛標識の数：100未満
の自動はかりを特定計量器
から除外。

検定対象 から除外

ひょう量：5kgを超え
る（5kg以下は対象）
自動捕捉式はかりを
検定対象から除外。

開始時期 2年延期

自動捕捉式はかり
「新たに使用」
「既使用」
それぞれ延期

計量法施行令等の一部を改正する政令が公布された背景には以下の問題が判明したため。

- 検定の精度が細かいため、検定に必要な基準器が存在せず検定が不可能であり、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいものがあると、事後に判明した。
- 大きさ等の問題により検定の実施に当たって危険を伴うなど技術的に検定が困難なものがあると判断した。

① 特定計量器から一部を除外



特定計量器 から除外

目量：10mg未満
目盛標識の数：100未満
の自動はかりを特定計量器
から除外。

自動はかりの検定対象範囲が改正

目量^{※1} 10mg以上、目盛標識の数^{※2} が100以上のもの

※1 目量：計量器に表示される最小桁の数値

※2 目盛標識の数：ひょう量を目量で割り算して出た数値

A&Dのウェイトチェッカーはすべて目盛標識の数が100以上

自動はかりに該当する機器はウェイトチェッカーのような自動捕捉式はかりだけではありません。
弊社以外の機器についても上記条件をもとに対象かどうかをご確認ください。

②検定対象から一部を除外

検定対象 から除外

ひょう量：5kgを超える（5kg以下は対象）
自動捕捉式ばかりを
検定対象から除外。

自動捕捉式ばかりの検定対象範囲が改正

ひょう量^{※3}5kgを超えるもの（5kg以下は検定対象）

※3 ひょう量：計量器がはかれる最大の質量

ウェイトチェッカーのひょう量をご確認ください。

A&DのAD-4961シリーズでは6kgのひょう量の製品がございます。（型式：AD-4961-6K-3050）

こちらの機種については、検定を受験しなくても、法律上「取引証明」にご使用いただけます。^{※4}

※4：ただし、取引証明用途としてご使用される場合には定期的な校正をおすすめいたします。

③開始時期2年延期

開始時期 2年延期

自動捕捉式ばかり
「新たに使用」
「既使用」
それぞれ延期

自動捕捉式ばかりの使用の制限開始日が延期

「新たに使用するもの」「既使用のもの」について
それぞれ2年延期となります。

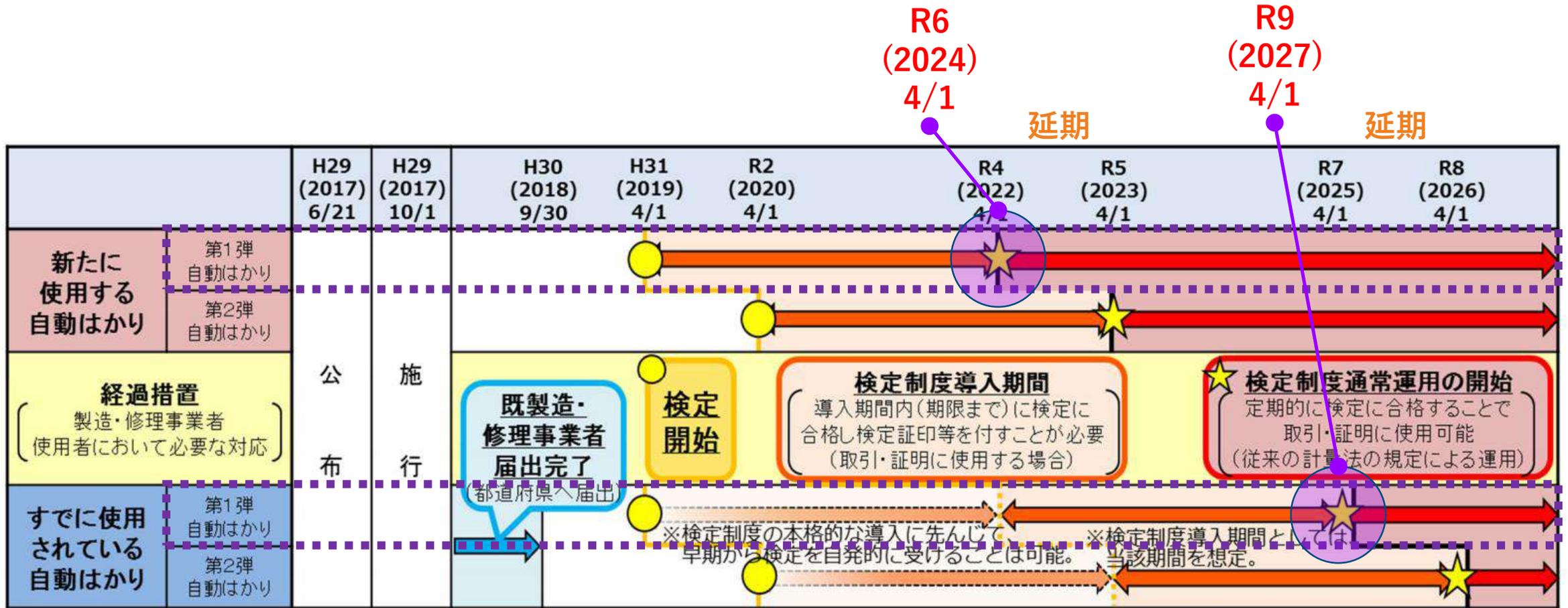
「既使用のもの」のメリットは検定導入期間が長いなどの緩和措置。

2年延期により、2024年3月末までに使用している自動捕捉式ばかりが「既使用のもの」となります。

検定導入期間が長いなど、いくつか検定合格の条件に緩和措置が設けられています。

検定実施スケジュールの変更点

今回延期されたのは第1弾自動はかりのうちの自動捕捉式ばかりのみ。



計量法改正のポイント（振り返り）

計量制度改正のポイント

①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を**検定の対象**とする。

※検定の対象となるのは取引又は証明に用いられているものに限る。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等（小容量）	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている

取引又は証明について



計量法第2条第2項

この法律において、

「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、

「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

代表的な例として以下が該当します。

- ✓ 商品の量目公差を確認するための計量
- ✓ 質量値を金額換算するための計量

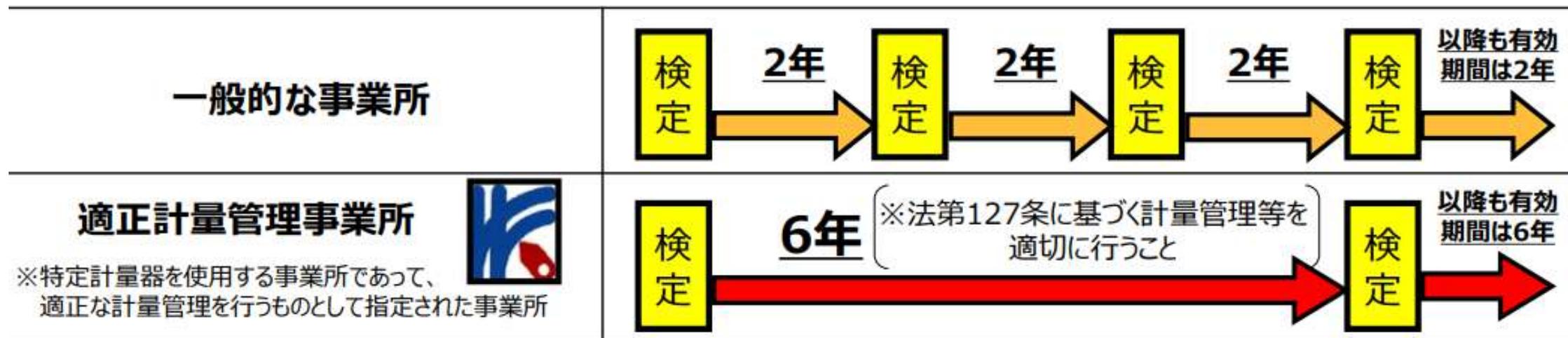
また、該当しない例として代表的なものは、

社内管理するための計量や、配合する原材料の計量。（原材料の使用料が未表記の場合）

検定証印等の有効期間の設定

自動はかりの検定は有効期間を**2年**と設定。

ただし、適正計量管理事業所が使用する自動はかりの有効期間は6年とする。



※有効期間の起算日は、検定を行った日の翌年度の4月1日

※検定の申請書の提出先に関する措置

検定実施主体は産業技術総合研究所、**指定検定機関**を規定。

(型式承認を行う産総研、**器差検定を中心に行う指定検定機関**)

**A&Dも
指定検定機関
申請準備中**

計量制度改正のポイント



- ✓取引証明に使用する自動はかりが検定対象になる。
- ✓対象の自動はかりの中にウエイトチェッカが含まれる。
- ✓検定は2年に1回[※] 受検し合格が必要となる。

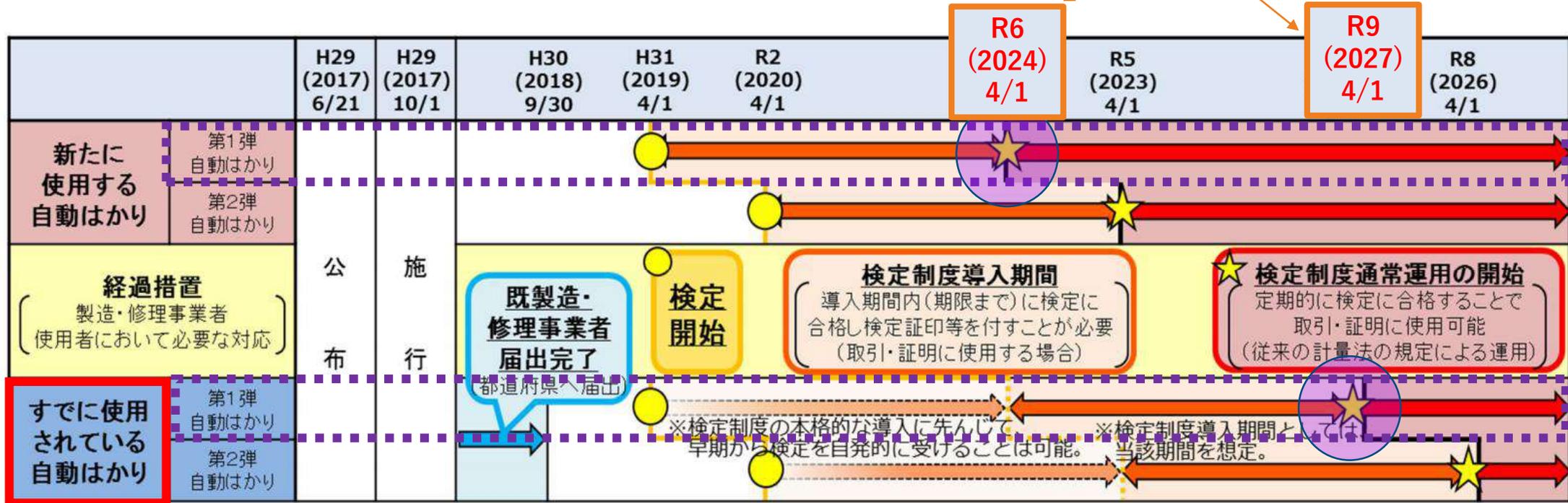
※適正計量管理事業所は6年に1回

既使用はかりで受検するメリット

経過措置

製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置

自動捕捉式はかりのみ延期（2021/8/1時点）



新たに使用する自動捕捉式はかり：2024年4月1日

すでに使用されている自動捕捉式はかり：2027年4月1日

ただし、すでに使用されている自動捕捉式はかりは、2024年3月31日までに取引又は証明で使用済みで、2027年3月31日までに検定に合格し、確認済み証の貼付が必要。

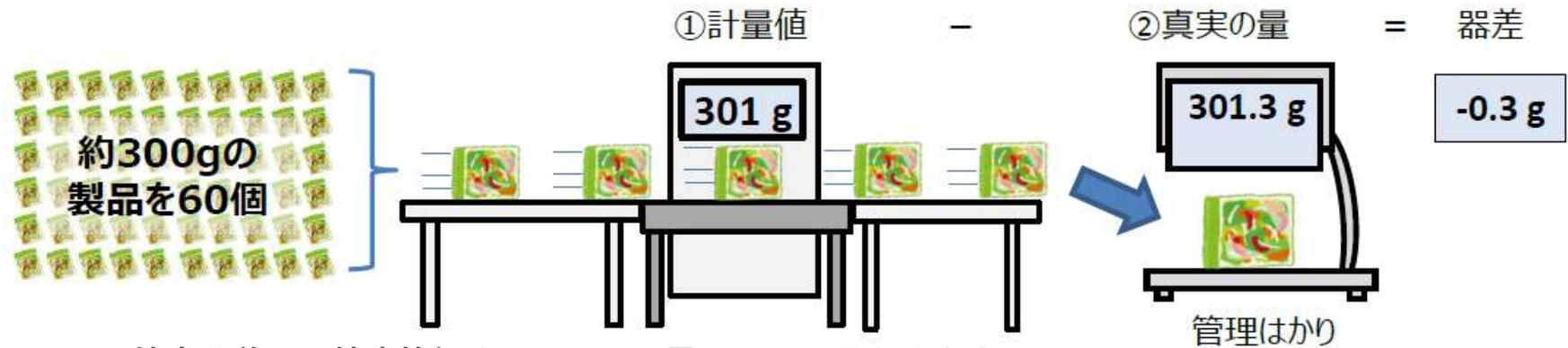
検定と使用中検査の試験項目

緩和措置により既使用のばかりの試験項目は赤枠6項目のみとなる。

検定項目		新たに使用する 自動ばかり	すでに使用されて いる自動ばかり
構造検定 (個々に定める 性能)	表記	○	○
	記号で表示する表示事項	○	○
	最大許容標準偏差 (カテゴリXのみ)	●	○
	動補正の範囲	●	○
	ゼロ点設定精度	○	○
	風袋引き装置の精度	○	
	偏置荷重の影響	●	○
	平衡安定性 (静的計量はかりだけ適用する)		○
表示装置及び印字装置の一致		○	
器差検定	最大許容平均誤差 (カテゴリXのみ)	●	○
	最大許容誤差 (カテゴリYのみ)	●	○

器差検定の方法と検定公差の例

自動捕捉式はかりで自動計量した製品を、管理はかり（主に、別の非自動はかり）で再計量し、自動捕捉式はかりの計量値と管理はかりの計量値（真実の量）との差（器差）を算出。



※検定公差は、精度等級やはかりの目量によって異なります。

検定公差の例※	新規はかり	既使用はかり
0g～500g	±0.5g	±1.0g
500g～2000g	±1.0g	±2.0g
2000g～10000g	±1.5g	±3.0g

新たに使用するはかりに比べ2倍の検定公差で合格できる。対象製品の緩和措置は以降の検定に継続適応される。

型式承認の有無による緩和措置の差

すでに使用されているはかりでも型式承認の有無で適用される**緩和措置が異なります**。

1) 型式承認済みの自動捕捉式はかり

検定制度通常運用開始：2027年4月1日

技術基準に関する緩和措置：なし

確認済証の貼付：なし

2) 型式承認されていない自動捕捉式はかり

検定制度通常運用開始：2027年4月1日

技術基準に関する緩和措置：あり

確認済証の貼付：あり



2027年4月以降も緩和された条件で検定を受けることができます

既使用はかりで受検するメリット



✓受検スケジュールに余裕が生まれ、計画的に受検できる。

✓”新たに使用するはかり”に比べ、試験項目が少ない。

また、合否判定における基準が緩和されるため、

試験のためにラインを停止しなければならない時間が削減できます。

✓これらの緩和措置は2027年4月1日以降も継続される。

既使用はかりで受検する場合の注意点

古いはかりを取引証明で使用する場合は注意が必要です。



- ✓ 検定は2年に1回受検し合格することが必要です。
- ✓ 検定合格後、2年経過せず故障し修理した場合、
その修理内容によって、**検定を再受検し合格**しなければ、
取引証明行為には使用できなくなります。
- ✓ 2024年4月以降に新しくウェイトチェッカを導入する場合は、
型式承認を受けたウェイトチェッカを使用しなければなりません。

最後までご覧いただきありがとうございました。